

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 7月の主な成立法令一覧
3. 7月の主な発刊書籍一覧（私法部門）
4. 7月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）
5. 発刊書籍＜解説＞

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

- (1) 最三判平成14年1月29日判タ1086号108頁
ロス疑惑訴訟において、民法724条にいう被害者が損害を知った時とは、被害者が損害の発生を現実認識した時をいう（損害や加害者を容易に認識し得るような状況にある時とした原判決を破棄。）。
 - (2) 最一判平成14年3月28日判時1783号44頁、金法1646号35頁（12号4番として紹介済み）平成12年（受）836号
敷金が授受された賃貸借契約にかかる賃料債権について、抵当権者が物上代位権を行使してこれを差押えた場合にも、当該賃貸借契約が終了し、目的物が明け渡された場合には、賃料債権は、敷金の充当によりその限度で消滅するとして、抵当権者による取立訴訟を認容しなかった原判決を維持した事例
 - (3) 最一判平成14年7月11日 最高HP 平成11年（受）第602号 保証債務請求事件
商品代金の立替払契約がいわゆる空クレジット契約である場合に、1通の契約書上に立替払契約と保証契約が併せ記載されており、連帯保証人が、主債務者が商品を買って受けて債権者人に対し分割金を支払う態様の正規の立替払契約であることを当然の前提とし、これを保証契約の内容として意思表示をしたものである等の事情を考慮して、同契約上の債務の保証人の意思表示に要素の錯誤があるとされた事例
 - (4) 東京高判平成13年10月25日判タ1086号149頁
顧客が山一証券との間で、信用取引により山一証券株式を買い付けたところ、山一証券が自主廃業を決定したために、同株式が無価値となり、損失を被ったとの事案において、顧客が同信用取引を決済しないため、山一証券がおこなった預り金との本件相殺は、信義則に反するとはいえず、有効である。
 - (5) 東京高判平成13年11月14日判時1781号98頁 平成13年（ネ）2738号
債権者が債務者の有するゴルフ会員権を差押え、譲渡命令を得て、ゴルフ場経営会社に名義変更を求めたところ、同会社が12年間に及んで名義書換停止をしており、名義書換停止中であることを理由にこれを拒絶したケースにおいて、停止措置が合理的な期間を超えてなお継続される場合には、同会社は同措置の存在を理由に名義書換を拒むことは許されないとした事例（東京高裁。）。
 - (6) 東京地判平成11年9月28日判タ1085号232頁
多重債務者から債務整理の依頼を受けた弁護士が、裁判外の和解により利息制限法の制限を超える内容の債務弁済契約を任意に締結した場合であっても、多重債務者が過払分の不当利得返還請求権を放棄したとは認められないとした事例。
 - (7) 東京地判平成13年8月27日判タ1086号181頁
パソコン通信におけるフォーラム、パティオのように、会員が自由に発言することが可能となっていて、被害者が加害者に対し、必要かつ十分な反論をすることが容易な媒体のため、被害者の反論が十分な効果を挙げているとみられるような場合には、社会的評価が低下する危険性が認められず、名誉ないし名誉感情毀損は成立しない。
 - (8) 静岡地判平成13年9月14日判タ1086号143頁
私有の陸地が人工的に海没した場合、当該海没地が、人による支配利用が可能であり、他の海面と区別しての認識が可能である限り、所有権の客体たる土地としての性格を失わない。
- 【商事法】
- (9) 大阪高判平成13年10月31日判時1782号124頁
損害保険会社である第一審被告らは、第一審原告らが本件火災保険の申込みをするに当たって、地震保険の内容及び地震保険意思確認欄への押印の意味すなわち同欄への押印によって地震保険不付帯の法的効果が生ずることについての情報提供・説明をすべき信義則上の義務がある。
 - (10) 東京地判平成11年9月29日判タ1086号147頁
ホテルにおいて多数の参加者を集めてディナーショーを開催する被告が、ホテルを経営する原告との間で締結したホテル利用契約に基づく債権は、民法174条4号の債権には該当せず、商行為によって生じた債権としてその消滅時効期間は5年と解すべきである。
- 【知財】
- (11) 東京高判平成14年6月26日 裁判所HP 平成13（ネ）4613等 不正競争 民事訴訟事件
パチスロ機の製造業界において行われてきた「パテントプール方式」に関し、控訴人が遊技機業界関連のマスコミ関係者に対する記者会見を行った際に、被控訴人の業

務に関して、「異常な会社」、「詐欺的行為」である等の発言をした行為及びその内容を業界誌の記事に掲載させた行為について、不正競争行為の成立を認めて控訴人らに対する損害賠償請求の一部を認容した第1審判決の取り消しを求めて控訴をしたもの。上記発言が「受け手の普通の注意と聞き方ないし読み方を基準として、陳述ないし掲載された事実について、真実と反するような誤解をすることがあるかどうか」を判断し、真実に反する誤解をするような陳述であると解することはできないので、陳述された事実が「虚偽」であるということとはできないとして、原判決中控訴人ら敗訴部分を取り消した。

(12) 東京高判平成14年7月16日 裁判所HP 平成14(ネ)1254 著作権 民事訴訟事件
大学の研究室においては教科書書籍については実際の執筆者を逐一執筆者として表示することはなく、だれを執筆者として表示するかについては主任教授がこれを決定する慣習があるとの控訴人の主張は認められず、執筆者に無断で改変した結果作成された原稿の執筆者を控訴人2名の名義として出版した書籍について、著作者人格権（氏名表示権、同一性保持権）の侵害が原判決の範囲で認められた。

(13) 東京高判平成14年7月16日 裁判所HP 平成13(行ケ)290 商標権 行政訴訟事件
本件商標は「ROADMASTER」の欧文字を横書きしてなるところ、商標権者は「ROADMASTER」の記載には「TT100」の文字を並記して使用していた。原告は、本件商標とは別に「ROADMASTER TT100」の登録商標も存在することなどを理由に、上記認定の文字の記載は、本件商標の使用と認めることはできないと主張したが、一般取引者からみて「TT100」の文字は商品の型番であるとの認識も十分あり得ることと、「ROADMASTER TT100」のうち「ROADMASTER」の部分と「TT100」の部分とは書体を違えて記載されていることからすると、「ROADMASTER」の文字部分は独立して商標を表したものと認識されるものであって、この文字部分をもって本件商標の使用でないと認められないと認め、として商標法第50条の取消審判は成り立たない旨の審決を維持した。

【民事手続】

(14) 最三判平成14年1月22日金法1645号49頁
旧民訴法70条所定の効力（参加的効力）が及ぶ判決の理由中でされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断とは、判決の本文を導き出すために必要な主要事実に係る認定及び法律判断などをいうものであって、これに当たらない事実又は論点について示された認定や法律判断を含むものではない。

(15) 東京高判平成13年11月19日判時1782号60頁
被相続人の債権者が被相続人の生前には給付判決を得ておらず、その死後に相続の放棄をしない相続人を相手として給付判決を得ようとする場合において、遺言執行者があるときは、たとえその給付判決を得たとしても、その給付判決のみを債務名義とすることによっては、遺言執行者の管理する相続財産に対しては、強制執行をすることができないから、この場合には、被相続人の債権者は、遺言執行者を相手として、遺言執行者の管理する相続財産の限度で被相続人の債権者に対し、その金銭債権の目的である金銭の支払いをすることを命じる判決を求める訴訟を提起することが許され、こうした給付判決を得て、これを債務名義として、遺言執行者の管理する相続財産に対し強制執行をすることが許されると解するのが相当である。

(16) 大阪高決平成13年4月25日金法1646号41頁
預託株券引渡請求権の差押えの申立てにおいては、差押債権目録に保護預かり先の支店名、差押えの限度額、差押えの順序が記載されていれば、被差押債権の特定はあるものといえ、引渡請求権の対象たる株券について、発行会社の名称（銘柄）の特定は要しない。

(17) 東京地判平成12年11月29日判タ1086号162頁
弁論準備手続における当事者の発言について、弁論準備手続調書に記載を求めることなく、後日、「法廷報告書」と題する書証を提出する訴訟活動は、不適切であって、同書証は証拠としての適格性を欠く。

(18) 東京地判平成13年10月29日金法1645号55頁
建物賃貸借において賃借人が賃貸人に対して差し入れた、賃料の38か月分以上の額になる保証金は、建設協力金としての性質と敷金としての性質を併せ有すると解されるが、本件建物の存する近隣地域では賃料の10か月分が敷金としての性格を有するとの取引慣行が存在すること、及び、当事者間の公平から、保証金のうち賃料の10か月分に相当する金額が敷金としての性質を有するとして、本件建物の競売による買受人は賃料の10か月分に相当する保証金返還債務を承継する、とした事例。

【公法】

(19) 最三決平成14年2月12日判時1782号151頁
行政事件訴訟法22条の規定する第三者の訴訟参加につき、同条3項は、同条1項の参加の申立てをした第三者はその申立てを却下する決定に対して即時抗告をすることができる旨を規定するのみであり、当該第三者を参加させる決定に対する訴訟当事者の即時抗告を同法は予定していない。

(20) 最一判平成14年2月28日判時1782号10頁
本件各文書に記載されている交際の相手方が識別され得る情報のうち接遇費に係るものの中には、名古屋市公文書公開条例9条1項6号の例外要件に該当するものが含まれている蓋然性が高いのであるから、被上告人としては、抽象的に公表、披露を予定したものではない旨を主張立証するだけでは足りず、接遇費の具体的な類型を明らかにした上で、これが上記例外要件に当たらないことを主張立証すべきである。

(21) 最判平成14年1月22日判時1781号82頁 平成9年(行ツ)第7号

建築基準法（平成4年改正前）59条の2第1項に基づく総合設計許可の取消訴訟につき、当該建築物の周辺の建築物の居住者、所有者に原告適格を認めた事例。

(22) 最一判平成14年2月28日判時1782号3頁

愛知県公文書公開条例5条の公開請求権者は、当該条例に基づき公文書の公開を請求して、所定の手続きにより請求に係る公文書を閲覧し、又は写しの交付を受ける法律上の利益を有するというべきであるから、請求に係る公文書の非公開決定の取消訴訟において当該文書が書証として提出されたとしても、当該公文書の非公開決定の取消しを求める訴えの利益は消滅するものではない。

(23) 最一判平成14年7月11日 最高HP 平成11年（行ツ）第93号 住民訴訟請求事件

大嘗祭は、神道施設が設置された大嘗宮において、神道の儀式にのっとり行われたというのであるから、県知事がこれに参列し拝礼した行為は、宗教とかがわり合いを持つものであるものの、(1) 大嘗祭は、皇位継承の際に通常行われてきた皇室の重要な伝統儀式であること、(2) 県知事は、宮内庁から案内を受け、三権の長、国務大臣、各地方公共団体の代表等と共に大嘗祭の一部を構成する悠紀殿供饌の儀に参列して拝礼したにとどまること、(3) 大嘗祭への県知事の参列は、地方公共団体の長という公職にある者の社会的儀礼として、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇の即位に祝意を表する目的で行われたものであることにかんがみると、県知事の大嘗祭への参列の目的は、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇に対する社会的儀礼を尽くすものであり、その効果も、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものではないから、宗教とのかがり合いの程度が我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められず、憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではない。

(24) 最三判平成14年7月9日 最高HP 平成11年（行ツ）第77号 大分県に代位して行う損害賠償等請求事件

主基斎田抜穂の儀は、神殿等が設置された斎場において、神道の儀式にのっとり一定の祭具を使用して行われたというのであるから、県知事らがこれに参列した行為は、宗教とかがわり合いを持つものの、(1) 大嘗祭は、皇位継承の際に通常行われてきた皇室の重要な伝統儀式であるところ、主基斎田抜穂の儀は、大嘗祭の中心的儀式である主基殿供饌の儀において使用される新穀を収穫するための儀式であり、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式としての性格を有するものであること、(2) 県知事らは、宮内庁から案内を受け、地元の農業関係者等と共に主基斎田抜穂の儀に参列して拝礼したにとどまること、(3) 主基斎田抜穂の儀への県知事らの参列は、その開催地において重要な公職にある者の社会的儀礼として、地元で開催される天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇の即位に祝意、敬意を表する目的で行われたものであることにかんがみると、県知事らの主基斎田抜穂の儀への参列の目的は、地元で開催される天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇に対する社会的儀礼を尽くすというものであると認められ、その効果も、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものではないと認められるから、宗教とのかがり合いの程度が我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められず、憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではない。

(25) 最三判平成14年7月9日 最高HP 平成10年（行ツ）第239号 建築工事続行禁止請求事件

地方公共団体の長が、同地方公共団体の条例に基づいてパチンコ店を建築しようとする者に対し、その建築工事の中止命令を発したが、同人がこれに従わないため、同工事を続行してはならない旨求めた裁判は、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟であり、当該義務が上告人の財産的権利に由来するものであるという事情も認められないから、法律上の争訟に当たらず不適法である。

(26) 最三判平成14年7月2日 最高HP 平成10年（行ヒ）第51号 損害賠償代位請求事件

談合をした企業に対する県の損害賠償請求権の行使を怠る事実についての監査請求において、監査委員が怠る事実の監査を遂げるためには、特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならないとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合には、当該怠る事実を対象としてされた監査請求は、地方自治法242条2項の趣旨を没却するものとはいえないとして、同条の期間制限が及ばないとされた事例

(27) 最二判平成14年2月22日判時1783号50頁（11号21番として紹介済み）平成12年（行ツ）第250号、平成12年（行ヒ）第249号

父から認知された婚外児童を児童扶養手当の支給対象となる児童の範囲から除外した児童扶養手当法施行令1条の2第3号の括弧書きは、法の委任の範囲を逸脱した違法な規定として無効であると判示された事例（平成10年政令224号による改正前のもの）

(28) 東京地判平成13年5月30日判タ1085号66頁

1 市内の多数の小学校で発生した集団下痢症について、特定施設から出荷されたカイワレ大根によるO-157汚染が原因であるとする国の行った調査結果は、疫学的に合理性を有するとされた事例。

2 国は、上記集団下痢症の原因についての調査結果を公表するについて、法律の明示の根拠を要しないが、原因食材の生産業者等に損害を与える可能性があるから全くの自由裁量によって公表を決定することはできないものの、国の行った公表は、集

団下痢症についての国民に対する情報提供と食中毒の再発防止の観点から行われたもので公表の必要性があり、公表の方法も内容が正確に報道されるよう一定の配慮がなされているから不相当とはいえず、国家賠償法上違法ではないとした事例。

(29) 大阪地判平成14年3月15日判時1783号97頁 大阪地裁平成9年(ワ)2222号
○?157の集団感染の原因は特定生産施設のカイワレ大根である可能性が高いとの報告を公表した場合において、その公表が相当性を欠くとして違法であると認め、国家賠償請求を認容した事例

【労働】

(30) 東京地判平成14年2月20日判時1781号37頁 平成5年(ワ)24224・平成10年(ワ)12628.

社員の採用や入社後の昇格、賃金について、その決定方法、内容が、男女のコース別に行われ、それに伴い、昇格時期、昇格内容及びこれに伴って賃金にも格差が生じていたケースにおいて、このような採用、処遇の仕方は、法の下での平等を定め、性による差別を禁止した憲法14条の趣旨に反するとしながら、憲法14条は、私人相互間の関係を直接規律することを予定したものではないとして、雇用機会均等法施行後において初めて、これが公序良俗に反するとした事例

【刑事法】

(31) 最決平成14年2月8日判タ1085号196頁

消費者金融会社の係員を欺いてローンカードを交付させた上、これを利用して同社の現金自動入出機から現金を引き出した場合には、同係員を欺いて同カードを交付させた点につき詐欺罪が成立し(刑法246条1項)、同カードを利用して現金自動入出機から現金を引き出した点につき窃盗罪(刑法235条)が成立するとした。

(32) 札幌高判平成13年9月25日判タ1086号313頁

特別売却の手續において、その手續を妨害するような不公正な行為(偽造の約定書を執行裁判所に提出して、売却許可の決定を留保させた行為)が、刑法96条の3の競売入札妨害罪に該当するかについては、「競売又は入札」という文理解釈のみから形式的に判断するだけでなく、実質的に検討する必要があるところ、上記行為は、競売の公正を害する行為として、刑法96条の3第1項の競売入札妨害罪の対象になる。

7月の主な成立法令一覧

種類 提出回数 番号
議案件名

・衆法 154 16
公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律
・・・あっせん利得処罰法による処罰対象を国会議員の私設秘書にまで拡大するための法律

・衆法 154 31
離島振興法の一部を改正する法律
・・・離島の産業基盤及び生活環境の整備が他地域に比較して低位にある状況を改善するための諸規定

・衆法 154 39
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
・・・東南海・南海地震防災対策推進基本計画の作成、地震観測施設の整備等、特別の措置を定める法律

・閣法 154 53
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律
・・・廃棄物等を減量する機能を有する廃棄物埋立護岸を特定施設に追加するための法律

・閣法 154 54
首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律
・・・首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域における工業・工場等の制限を廃止する法律

・閣法 154 58
建築基準法等の一部を改正する法律
・・・居住環境の改善、適正な土地利用の促進等を行うため、居室内での化学物質の発散に対する規制の導入、土地所有者による都市計画の提案制度の創設等、様々な措置を行うための法律

・閣法 154 59
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律
・・・高齢者、身体障害者が円滑利用できる建築を一層促進するため、特定建築物の範囲を拡大し、利用円滑化基準に適合することを義務付けることを規定した法律

・閣法 154 80
道路運送車両法の一部を改正する法律

- ・自動車解体及び輸出の抹消登録制度の整備、自動車の不正改造等の禁止規定を新設する法律
- ・閣法 154 81
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
 - ・特定の猟法による鳥獣の捕獲を禁止する区域の指定、違法に捕獲した鳥獣の飼養の禁止する法律
- ・閣法 154 86
使用済自動車の再資源化等に関する法律
 - ・使用済自動車の引取りおよび引渡し、再資源化等の実施に関する事項を定め、有効利用を図る法律
- ・閣法 154 90
文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律
 - ・『文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約』の締約国から盗取された文化財の輸入を規制し、当該文化財の原権利者の回復請求につき善意取得の特則を設ける法律
- ・閣法 154 91
文化財保護法の一部を改正する法律
 - ・上記条約の適確な実施を確保するため、重要有形民俗文化財の輸出を届出制から許可制に改める法律
- ・閣法 154 97
地方税法の一部を改正する法律
 - ・連結納税制度の創設に伴い、同税の承認を受けた法人に課する法人住民税の課税標準を個別帰属法人税額とする等規定した法律
- ・閣法 154 98
法人税法等の一部を改正する法律
 - ・内国法人について、その法人を納税義務者として法人税を納める連結納税制度を創設する法律
- ・閣法 154 99
石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律
 - ・石油公団法及び金属鉱業事業団法を廃止し、権利及び義務を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構等に承継する法律
- ・閣法 154 100
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法
 - ・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の設立につき、名称、目的、業務の範囲等に関する事項を規定した法律

7月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- ・花井正志 中央経済社 160頁 ¥2000
営業マンのための取引管理と債権回収
- ・大塚章男 中央経済社 180頁 ¥2200
会社法改革で変わるM&A防衛法 新株予約権・種類株式の活用と取締役の責任
- ・岡崎誠一 商事法務研究会 173頁 ¥2200
Q & A 新しい種類株式の実務
- ・渡邊芳樹・佐藤正樹著 中央経済社 280頁 ¥3200
自己株式の会計と申告実務Q & A
- ・萩原金美 信山社出版 528頁 ¥12800
訴訟における主張・証明の法理
- ・神山敏雄 成文堂 350頁 ¥7000
経済犯罪の研究 第2巻 独禁法犯罪の研究
- ・飯塚卓也・三好 豊・末吉 亙 中央経済社 212頁 ¥2800
知的財産法実務シリーズ 5 不正競争防止法
- ・証券取引法研究会編 商事法務研究会 160頁 ¥2200
別冊商事法務 251 金庫株解禁に伴う商法・証券取引法
- ・江頭憲治郎・中里 実編 商事法務研究会 151頁 ¥2100
別冊商事法務 252 企業組織と租税法
- ・山田剛志 信山社出版 272頁 ¥8000
金融自由化をめぐる法的諸問題

・太田誠一・片田哲也・鳥飼重和編 商事法務研究会 191頁 ¥1800
コーポレートガバナンスの商法改正 株主代表訴訟の見直し

・黒木貞彦 中央経済社 300頁 ¥3000
税理士のための民事再生法ハンドブック

・渡邊新矢・小林 寛・高橋美智留 青林書院 204頁 ¥2100
電子署名・認証 -法令の解説と実務-

7月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門） ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・伊従 寛・山内惟介他編 中央大学出版部 336頁 ¥4000
日本比較法研究所研究叢書 59 APEC諸国における競争政策と経済発展

・環境法政策学会編 商事法務研究会 204頁 ¥2500
温暖化対策へのアプローチ 地球温暖化防止に向けた法政策の取組み

・小島 昇・大島恒彦編著 中央経済社 350頁 ¥4500
企業組織再編税制のすべて 平成14年改正法人税基本通達まで完全フォロー

・中町 誠・中山慈夫編 岩出 誠他編 中央経済社 308頁 ¥3400
Q&A労働法実務シリーズ 7 雇用機会均等法・育児介護休業法

・日本税理士会連合会・中央経済社編 中央経済社 1192頁 ¥3400
法人税取扱通達集（平成14年5月1日現在）

・石黒一憲 信山社出版 274頁 ¥2800
国際摩擦と法 . . . ★

・重松一義 信山社出版 296頁 ¥3200
少年法の思想と発展 . . . ★

・中村芳昭 勁草書房 270頁 ¥2000
税務行政の改革 手続法から組織法へ

・道幸哲也 北海道大学図書発行会 268頁 ¥4600
北海道大学法学部研究選書 3 不当労働行為の基本構造

発刊書籍<解説>

・国際摩擦と法
貿易摩擦の問題を背景に、日本と国際スタンダードとの乖離を指摘し、現在の理念なき日本のあり方を多方面から批判している。そのための具体例として、国際経済社会を賑わせた様々な事件や問題を取り上げている。
また、最新の問題点として「行革・規制緩和」の問題などにも触れており、ニュージーランドの例と比較しながら、日本の無政策を指摘している。様々な問題につき、理念なき日本の現状を憂うという切り口で一貫されているので、取り上げられている諸問題は複雑であるが、理解し易い。

・少年法の思想と発展
少年法の改正に伴う様々な議論に対し、旧来の加害者保護に対する反対の立場から、歴史的に各国において少年法が制定された意義、背景などを詳細に検証している。それが我が国の少年法に与えた影響や旧少年法と戦後の新少年法との相違などについても論じられているが、本論が戦後の新少年法についての章で終わっているため、現代的な課題については序章で少々提言するに留まっている。

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
